

## 全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト予選 北海道大会 審査規定

### (総則)

第1条 本規定は全日本中学生・高校生管打楽器ソロコンテスト予選北海道大会の審査方法について定めるものであり、厳正かつ公正な審査を行うためのものである。

### (審査員)

第2条 審査員は支部長、副支部長および事務局長により選任し理事会の承認を得た若干名をもって構成し、JBA北海道支部長が委嘱する。

### (審査方法)

第3条 審査方法は、演奏についてそれぞれ9段階評価で審査する。

#### 9段階評価の基準について

評定	点数
A+	88
A	85
A-	82
B+	78
B	75
B-	72
C+	68
C	65
C-	62

### (審査結果)

第4条 審査の結果、評価基準を総合して、審査員の合議により決定する。

2 総合計(264点満点)において得点が「240」点以上に金賞、「239」点～「210」点到銀賞、「209」点以下に銅賞を与える。

3 中学生部門及び高校生部門の各部門において、金賞受賞者の中で得点数第1位から第3位までを入賞とし、全日本中学生高校生管打楽器ソロコンテストへ北海道代表として推薦する。但し、金賞受賞者が代表数に満たなかった場合、審査員の協議により残りの代表を決定することができる。得点が同点の場合、該当出演者を比較し、各審査員がどちらを上位に評価したかを判断する。

### (審査発表)

第5条 審査結果の発表は、会場内掲示または閉会式もしくは電磁的方法により発表する。

2 審査表は各個人に渡す。

3 各部門とも入賞者(第1位から第3位まで)は北海道代表として表彰する。

### (雑則)

第6条 本規定は、理事会の協議により改訂することができる。

### (附則)

1 この審査規定は、平成22年7月1日より実施する。

2 平成29年5月20日一部改訂。

3 令和4年5月21日改訂。

4 令和5年8月28日一部改訂(第2条、第6条)。